## 新潟市立 中学校の「職業体験学習」に係る覚書

新潟市立○○中学校(以下「甲」という)と(事業所名)(以下「乙」という)は、甲が生徒を乙に派遣して行う「職業体験学習」について、以下のとおり確認する。

(目的)

第1条 この「職業体験学習」は、生徒に事業所での実務を経験させることにより、甲の生徒 に、職業に対する意識・動機付けを図っていくことを目的とする。

(期間)

第2条 生徒が乙の事業所において実務を経験する期間は、平成19年〇月〇日からの一定の日数とする。この日数については、甲、乙及び生徒の三者で調整を行い、決定する。

(職業体験の内容)

第3条 「職業体験学習」の内容及び配属先は、甲、乙、及び生徒の三者で調整を行い、決定 する。

(職業体験期間中の状況把握)

第4条 乙はプログラムの内容及び進行状況に関し、求めに応じて甲に報告する。

(職業体験に関わる経費の負担)

第5条 乙が生徒に命ずる職務遂行に伴う費用については、乙が支給する。

(職業期間中及び通勤途中の災害)

第6条 生徒のプログラム期間中の災害及び通勤に際しての災害については、保険をもって充てる他、甲が誠意を持って問題の解決に当たるものとする。

(職業体験の体制)

第7条 生徒は「職業体験学習」への参加に際し、乙の就業規則を尊重するとともに、職務遂 行に当たっては乙の指導、監督、助言等に従う。

(機密保持義務)

第8条 生徒は職業体験期間中に乙で知り得た機密をいっさい漏らしてはならない。 (その他)

第9条 この覚書に定めのない事項及び覚書に疑義が生じた場合, 甲と乙の協議の上定めるものとする。

平成19年〇月〇日

甲 新潟市立○○中学校

校長

乙 (事業所名)

(代表者名) 印